

事前審査願出書

令和 年 月 日

宜野湾市消防長 殿

願出者(確認申請書の申請者)

住 所 _____

氏 名 _____

建築確認を申請する前に「防火に関する規定」事項の事前審査を願い出ます。

敷地の地名・地番	宜野湾市字	
建築物の名称(仮称)		
代 理 者	建築士事務所・業者名	
	建築士・設備士氏名	
	電話番号	

留意事項

- 1 防火に関する図面(建物配置図・見取図・求積図・内部仕上表・建具表・キープラン・平面図・立面図・断面図・消防用設備図面等)を添付して下さい。
- 2 上の図面等の他、ボイラー、ガス機器、変電・発電・蓄電設備、少量危険物及び危険物施設に関する図面を添付して下さい。
- 3 床面積及び延べ面積は、建築確認機関と調整、確認した上で、提出して下さい。
- 4 当該申請は、防火に関する各種規定、宜野湾市消防本部予防事務・審査基準の適合状況について審査されます。
- 5 本審査の後における内容の変更又は図面の修正をした場合は、本申請の確認事項については、無効とします。
- 6 審査処理期間は、標準 14 日間となります。
- 7 裏面もご記入ください。

宜野湾市消防本部予防課
TEL:892-1850
FAX:892-5300

申請の内容で該当する設備等についてチェックを入れてください。

- LP ガス、圧縮アセチレンガスの貯蔵
- 炉
- 厨房設備(入力の合計が 350KW 以下のものを除く)
- 温風暖房機(入力 70KW 以下のものを除く)
- ボイラー(個人住宅に設置するものを除く)
- 給湯湯沸設備(個人住宅に設置するもの及び入力 70KW 以下のものを除く)
- 乾燥設備(個人住宅に設置するものを除く)
- サウナ設備(個人住宅に設置するものを除く)
- 内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機(入力 70KW 以下のものを除く)
- 火花を生ずる設備
- 放電加工機
- 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力 50KW 以下のものを除く)
- 燃料電池発電設備
- 内燃機関を原動力とする発電設備(移動式のものを除く)
- 蓄電池設備
- ネオン管灯設備(設備容量 2KVA 以下のものを除く)
- 水素ガスを充てんする気球
- 洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物
- 少量危険物
- 指定可燃物